

---

長岡市 マンホール蓋広告設置掲載

事業者公募要項

---

令和8年3月

長岡市土木部下水道課

## 長岡市マンホール蓋広告設置掲載事業者公募要項

この公募要項は、長岡市広告設置掲載要綱（平成22年長岡市告示第87号。以下「要綱」という。）に基づき、長岡市（以下「市」という。）が、マンホール蓋広告を設置掲載する事業所を募集するため、必要な事項を定めるものです。

### 1 広告媒体

市が管理する歩道用マンホール蓋

（別に定める長岡市マンホール蓋広告設置掲載事業対象マンホール一覧表のとおり）

### 2 設置掲載する広告の条件

項目	内容
規格 (枠サイズ)	<b>【大きさ】</b> 直径50センチメートルの円形 <b>【荷重区分】</b> T-14 t 歩道用 <b>【仕様】</b> カラー表現が可能な合成ゴム系樹脂を主材とする標示材を鋼板に貼り付けたもの <b>【色】</b> フルカラー
設置掲載期間	マンホール蓋広告が設置された日が属する月の翌月から起算して2年とします。 ただし、広告を掲載することを決定された者（以下「広告設置掲載者」という。）が掲載期間の延長を希望する場合は、1年毎に更新し、最大5年間まで延長することができます。掲載期間の延長をしようとするときは、掲載期間が満了する月の4か月前の月の末日までに長岡市マンホール蓋広告掲載変更申請書（様式第3号）を提出してください。
広告料	<b>【広告料】</b> 118,800円/年（9,900円/月相当） （消費税及び地方消費税を含む。）  市長が指定する期日までに、設置掲載期間分の広告料を一括して前納するものとします。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではありません。

### 3 広告設置掲載の申込み

- (1) 広告設置掲載希望者（以下「掲載希望者」という。）は、長岡市マンホール蓋広告設置掲載申込書（様式第1号）に、次に定める書類を添えて、下水道課に申し込んでください。
  - ア 広告原稿案（A4規格に縮小し、カラー印刷したもの。電子データでも可）
  - イ 会社案内等の会社の概要または掲載希望者が行う広告に掲載しようとする事業の内容がわかるチラシ、パンフレット等の書類
  - ウ 証明書類（発行日は、申込日から3か月以内のもの）
    - (ア) 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し
    - (イ) 市税の未納がないことを証明する書類
  - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと等を誓約する書面（誓約書）
- (2) 申込方法  
掲載希望者は、市長が指定する日までに3(1)に定める書類を持参、郵送又は電子メールにより提出してください。郵送の場合は当日消印有効です。
- (3) 申込先  
〒940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1番 さいわいプラザ5階  
長岡市役土木部下水道課  
電話 : 0258-39-2235 (直通)  
E-mail : gesui@city.nagaoka.lg.jp
- (4) 市長は、必要に応じて、掲載希望者に関する資料の提出を求めることがあります。

### 4 広告設置掲載の決定

- (1) 受付
  - ア 市長は、広告設置掲載の申込みがあったときは、要綱第2条に定めるところにより審査し、広告設置掲載の可否を決定します。
  - イ 審査の結果、広告掲載が適当であると認められる者が、募集した数を超えるときは、市内に事業所等を有する者を優先し、決定するものとします。
  - ウ イの規定によって設置掲載する広告を決定することができないときは、抽選により決定します。
- (2) 市長は、広告設置掲載者を決定したときは、長岡市マンホール蓋広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知します。
- (3) 広告設置掲載者は、市長が指定する期日までに、デザインデータを提出してください。

### 5 広告料の納入

広告設置掲載者は、広告料を、別途発行する納入通知書により納入してください。

## 6 掲載の一時停止の決定及び決定の取消し

- (1) 掲載期間中であっても、維持管理の必要や周辺工事との同調など、市の都合により、マンホール蓋広告の掲載を一時停止する場合があります。  
一時停止をした期間が連続して6日間を超える場合は、長岡市マンホール蓋広告掲載一時停止決定通知書（様式第6号）により、広告設置掲載者に通知します。
- (2) 市は次のいずれかに該当する場合は、当該マンホール蓋広告の掲載の決定を取消します。  
掲載の決定を取消した場合は、市は長岡市マンホール蓋広告掲載取消決定通知書（様式7）により、広告設置掲載者に通知します。
  - (ア) 広告設置掲載者が、指定する期日までに広告料を納入しない場合
  - (イ) 広告設置掲載者が、指定する期日までにマンホール蓋広告のデザインデータを提出しない場合
  - (ウ) 広告設置掲載者が、市税、水道料金及び下水道料金を滞納した場合
  - (エ) 災害その他のやむを得ない事由によりマンホール蓋への掲載が不可能となった場合
  - (オ) 広告設置掲載者が、自己の都合により広告設置掲載の取り下げを希望する場合
  - (カ) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載することが適切でないと判断した場合

## 7 広告の作成及び撤去

- (1) マンホール蓋広告は、市が設置します。
- (2) 市は、次のいずれかに該当する場合は、当該マンホール蓋広告を撤去します。
  - (ア) 掲載期間が終了した場合
  - (イ) マンホール蓋広告の掲載の決定を取消した場合
  - (ウ) マンホール蓋広告の一時停止をした場合
- (3) 前号の規定により、撤去したマンホール蓋広告のデザインプレートについては、広告設置掲載者に寄贈します。

## 8 広告掲載の変更

- (1) 広告設置掲載者は、掲載期間中にマンホール蓋広告の掲載期間、広告内容、その他の変更をしようとするときは、変更を希望する日の属する月の4か月前の月の末日までに、長岡市マンホール蓋広告掲載変更申請書（様式第3号）を市に提出してください。広告内容の変更の場合は、広告原案（内容、デザインのわかるもの）を添付してください。
- (2) 市長は、広告掲載の変更の可否を決定したときは、長岡市マンホール蓋広告掲載変更決定通知書（様式第4号）により、広告掲載者に通知します。
- (3) 広告内容変更後のマンホール蓋広告は、市が設置します。
- (4) 広告内容変更に伴う広告作成にかかる費用は、広告設置掲載者の全額負担となります。

## 9 広告設置掲載の取下げ

- (1) 広告設置掲載者は、自己の都合により広告設置掲載を取り下げようとするときは、長岡市マンホール蓋広告設置掲載取下申出書（様式第5号）により市に申し出てください。
- (2) 前号の規定により広告設置掲載を取り下げた場合における既納の広告料は、返還しません。

## 10 広告料の返還

- (1) 6(1)の規定により広告の設置掲載を一時停止をした場合や6(2)(エ)の広告主の責に帰さない災害その他のやむを得ない事由により広告の設置掲載が不可能となった場合は、既納の広告料を当該広告設置掲載者に返還します。  
その他の事由により、広告設置掲載を取り消した場合、既納の広告料は返還しません。
- (2) 返還する広告料の額は、1月を4週単位で計算し、掲載が不可能となった場合から起算して掲載期間の満了までの週数又は設置掲載を一時停止した週数に相当する額とします。

## 11 維持管理等

- (1) 市長は、マンホール蓋広告を掲載したマンホールの維持管理を行うものとします。
- (2) 市長は、マンホールに起因して第三者に損害を与えた場合は、その責を負います。

## 12 広告設置掲載者の責務

- (1) 広告設置掲載者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告設置掲載者は、第三者から広告の内容により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告設置掲載者の責任及び負担において解決するものとします。

## 13 損害賠償

広告の内容により市が損害を被った場合は、市長は広告設置掲載者に対し、損害賠償請求を行うことがあります。

## 14 その他

この公募要項に定めるもののほか、必要な事項は長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）、要綱及び長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）によることとします。

様式第1号

長岡市マンホール蓋広告設置掲載申込書

令和 年 月 日

長岡市長様

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

電話

FAX

E-mail

長岡市マンホール蓋広告設置掲載事業者公募要項を承諾の上、広告の原稿案を添えて、下記のとおり申込みます。

記

掲載を希望するマンホール蓋	
広告の内容	
添付書類	<input type="checkbox"/> 広告原案 <input type="checkbox"/> 会社概要、広告に掲載しようとする事業の内容のわかるチラシ、パンフレット等の書類 <input type="checkbox"/> 法人登記簿の写し <input type="checkbox"/> 市税の未納がないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 暴力団又は暴力団員が経営に関与していなこと等を誓約する書面(誓約書)
担当者連絡先	<input type="checkbox"/> 申込者と同一 <input type="checkbox"/> 申込者と異なる 住所(所在地) : 氏名及び部署 : 電 話 : FAX : E-mail :
その他	<input type="checkbox"/> 広告設置掲載が決定したときは、遅延なく広告料を支払います。 <input type="checkbox"/> 広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性の持てるデザインとします。

令和 年 月 日

様

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市マンホール蓋広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みいただきましたマンホール蓋広告設置掲載について、下記のとおり設置掲載することと決定しましたので、通知します。

つきましては、下記により手続きをお願いします。

記

掲載対象のマンホール蓋	
決定事項	マンホール蓋広告の掲載を決定します。
掲載期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
広告料	広告料：118,800円/年×2か年 ＝237,600円 (消費税及び地方消費税を含む。)
備考	令和 年 月 日までにデザインデータを提出してください。

担当 長岡市土木部下水道課  
TEL (0258) -39-2235  
FAX (0258) -39-2266

様式第3号

長岡市マンホール蓋広告掲載変更申請書

令和 年 月 日

長岡市長様

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

電話

FAX

(担当者氏名)

長岡市マンホール蓋広告設置掲載事業者公募要項の規定に基づき、下記のとおり変更を届け出ます。

記

掲載対象のマンホール蓋		
変更内容	<input type="checkbox"/> 掲載期間	<input type="checkbox"/> 希望する掲載期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 広告内容	<input type="checkbox"/> 広告原案の添付
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 変更内容記載欄 ( )
変更の理由		
担当者連絡先		<input type="checkbox"/> 申込者と同一 <input type="checkbox"/> 申込者と異なる 住所(所在地) : 氏名及び部署 : 電話 : FAX : E-mail :



様式第 5 号

長岡市マンホール蓋広告設置掲載取下申出書

令和 年 月 日

長 岡 市 長 様

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

電話

F A X

(担当者氏名)

長岡市マンホール蓋広告設置掲載事業者公募要項の規定に基づき、下記のとおり広告の設置掲載を取り下げたいので申し出ます。

記

取下対象のマンホール蓋	
取下げ年月日	令和 年 月 日
取下げの理由	
担当者連絡先	<input type="checkbox"/> 申込者と同一 <input type="checkbox"/> 申込者と異なる 住所(所在地) : 氏名及び部署 : 電 話 : FAX : E-mail :

様式第 6 号

長岡市マンホール蓋広告掲載一時停止決定通知書

令和 年 月 日

様

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市マンホール蓋広告設置掲載事業者公募要項の規定に基づき、下記のとおり掲載を一時停止しますので通知します。

記

掲載対象のマンホール蓋	
掲載を一時停止する期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
掲載を一時停止する理由	
備 考	掲載の一時停止週数： 週間 広告料の返還額： 円 算出根拠 〔 〕

担当 長岡市土木部下水道課  
TEL (0 2 5 8) - 3 9 - 2 2 3 5  
FAX (0 2 5 8) - 3 9 - 2 2 6 6

様式第7号

長岡市マンホール蓋広告掲載取消決定通知書

令和 年 月 日

様

長岡市長 磯田 達伸

長岡市マンホール蓋広告設置掲載事業者公募要項の規定に基づき、下記のとおり広告の掲載を取り消しましたので通知します。

記

掲載取消のマンホール蓋	掲載期間：
	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
掲載の取消日	令和 年 月 日
取消の理由	

担当 長岡市土木部下水道課  
TEL (0258) - 39-2235  
FAX (0258) - 39-2266

# 誓 約 書

令和 年 月 日

長 岡 市 長 様  
長 岡 市 水 道 局 長 様  
長岡地域土地開発公社理事長 様

住所(所在地)

商号又は名称

代表者職・氏名

印

1 私(弊社)は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出ます。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (3) 暴力団員と認められる者
- (4) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (6) 法人にあっては、その役員(その支店又は営業所を代表する使用人を含む。(7)において同じ。))が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- (7) 法人にあっては、その役員のうち(3)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

2 1により誓約した事項に虚偽の内容があった場合は、長岡市等に契約を直ちに解除する権利及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。